〔災害応急対策〕

第８章

社会環境の確保

第１節　保健衛生活動

府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第１　防疫活動

府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

１　府

(1)　災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※

(2)　一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

(3)　市町村（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市を除く。）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。

(4)　防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(5)　予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市町村に対して指示を行う。（予防接種法第６条）

(6)　衛生教育及び広報活動を行う。

(7)　その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し又は市町村への必要な指示等を行う。

※　一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。））、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

２　大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市

(1)　災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※

(2)　一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

(3)　次の防疫活動を実施する。

ア　消毒措置の実施（感染症法第27条）

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ　指定避難所の防疫指導

エ　衛生教育及び広報活動

(4)　防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(5)　府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第６条）

(6)　自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

(7)　その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。

※　一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。））、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

３　市町村（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市を除く。）

(1)　府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

ア　消毒措置の実施（感染症法第27条）

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ　指定避難所の防疫指導

エ　臨時予防接種（予防接種法第６条）

オ　衛生教育及び広報活動

(2)　防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(3)　自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

(4)　その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第２　食品衛生監視活動

府、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

１　指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視

２　被災した食品関係営業施設の衛生監視

３　食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視

４　飲料水の衛生監視、検査

５　その他食品に起因する危害発生の排除

第３　被災者の健康維持活動

府及び市町村は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。また活動の実施にあたっては要配慮者への十分な配慮を行うものとする。

１　巡回相談等の実施

(1)　被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

(2)　被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

(3)　高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(4)　府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市町村に助言する。

２　心の健康相談等の実施

(1)　災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

(2)　環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第４　応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、府内での対処が困難になった場合は、府は、他府県に応援を要請する。

第５　動物保護等の実施

府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

１　被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

２　指定避難所における動物の適正な飼育

府は指定避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(1)　府は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。

(2)　指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

(3)　他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

３　動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市町村等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第２節　廃棄物の処理

府及び市町村は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第１　し尿処理

１　市町村

(1)　初期対応

ア　上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ　し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ　被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2)　処理活動

ア　速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

イ　消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

ウ　必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

２　府

(1)　市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

(2)　被災地域の市町村から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

(3)　府域でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

第２　ごみ処理

１　市町村

(1)　初期対応

ア　指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。

イ　ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2)　処理活動

ア　被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ　必要に応じて、一時保管場所を設置する。

ウ　防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

エ　殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。

オ　必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

２　府

(1)　市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

(2)　府域で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

第３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

１　市町村

(1)　初期対応

ア　災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ　災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2)　処理活動

ア　災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ　災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

ウ　アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ　必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

２　府

(1)　市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を応援する。

(2)　市町村の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。

全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

(3)　市町村等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。

(4)　府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確保するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。

(5)　災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。

第３節　遺体対策

府、府警察、第五管区海上保安本部及び市町村は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第１　府警察、第五管区海上保安本部

１　災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。

２　身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

第２　市町村

１　災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

２　身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

３　遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市町村が代わってこれを実施する。

(1)　遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。

(2)　遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。

(3)　必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

(4)　火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

４　遺体安置所の設定

(1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。

(2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。

(3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

(4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

(5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

(6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

(7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

(8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第３　府

１　府警察より検案要請があった場合、監察医事務所において検案を行う。

２　市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。

第４節　社会秩序の維持

府、市町村をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第１　住民への呼びかけ

府及び市町村は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第２　警戒活動の強化

府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第３　暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第４　物価の安定及び物資の安定供給

府、市町村及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

１　物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

２　消費者情報の提供

府及び市町村は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

３　生活必需品等の確保

府及び市町村は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

４　災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、府民は、これに応ずるよう努める。

５　金融機関における預貯金払戻等

(1)　近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

ア　住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ　事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ　損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2)　近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。